

税に関するお知らせ

確定申告に備えて、住宅借入金等特別税額控除や電子申告などについてお知らせします

平成23年分住民税

住宅借入金等特別税額控除

▼申請手続きなどについて

平成11年～18年に入居した人

平成11年～平成18年にお住まいに入居した人は**制度①**または**制度②**のどちらかを選択

制度①

制度②

住民税の住宅借入金等特別税額控除の申請は不要です。

制度①

「市町村住民税・道府県民税住宅借入金等特別控除申告書(昨年同様の申告書)」を納税通知書が送達される時までに役場窓口へ提出してください。

※制度①と制度②の違い

「山林所得がある人」、「変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける人」、「課税総所得金額・課税退職所得金額・

今年度から変わります

次の①または②に該当する人は役場で申告できません。次の会場で申告して下さい。

①山林所得・譲渡所得(土地・建物・株式など)がある人

課税山林所得金額のうち2つ以上の所得がある人」は制度①の申請の方が控除額が少なくなる可能性があります。

平成19年～20年に入居した人

住民税の控除はありません。

平成21年以降に入居した人

所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける最初の年分については、必ず「確定申告書」に「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して高崎税務署に提出してください。

住民税の住宅借入金等特別税額控除の申請は不要です。

▼問合せ先 財務課税務室

☎54・3111 (内線135)

②初めて住宅借入金等特別控除を受ける人

▼申告会場

高崎税務署

1月4日(☎)～2月15日(☎)

ピエント高崎

2月16日(☎)～3月15日(☎)

国税庁のホームページが便利です

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

▼確定申告書などの作成

国税庁のホームページでは、所得税など個人の申告を、確定申告書等作成コーナーから、画面案内に従って金額などを入力し、確定申告書を作成できます。作成した確定申告書は印刷して税務署へ郵送などにより提出できます。

また、作成したデータをe-Taxで送信もできます。

(※e-Taxで送信する場合は、事前に電子証明書やICカードリーダーなどの準備が必要です。)

作成中のデータを保存し、後からデータを読み込んで作業を再開したり、保存したデータを翌年の申告時に読み込んで活用もできます。

▼e-Taxによる申告で税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと所得税額から最高4千円の控除ができます。ただし、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回適

用とし、平成24年分は最高3千円の控除となります。

▼問合せ先 高崎税務署

☎027・322・4711

e-Taxの操作に関する問合せ

☎0570・015901

受付時間は平日(12月29日～1月3日を除く)の午前9時～午後5時まで

平成23年分給与支払報告書の提出について

平成23年分給与支払報告書については電子申告での申請も受け付けています。

▼問合せ先 サポートデスク

☎0570・081459

<http://www.etax.jp/>

平成23年分所得税・消費税の確定申告書のご案内

平成23年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる人に、1月末頃送付する予定です。

▼問合せ先

高崎税務署 【代表】

☎027・322・4711





申請をお忘れなく

就学援助費

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者に、学用品費や学校給食費などの一部を援助します。(生活保護法に基づく教育扶助の受給者は除く)。

平成24年度に援助を希望する保護者は、就学援助費交付申請書を学校から受領し申請書を提

出してください。申請書の提出先は、在籍している学校です。

なお、現在援助を受けている人も再度の申請が必要です。

▼**申込締切** 1月31日㊤

▼**相談・問合せ先**

各小中学校または教育委員会事務局 学校教育室

☎54・3111 (内線594)

在宅介護をしている人へ

在宅ねたきり老人等介護慰労金

町では身体または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障のある在宅老人などを介護する人に、介護慰労金を申請により支給しています。

▼支給対象者の要件

1月1日を基準日として、①②の要件をすべて満たしている在宅ねたきり老人などを、居室において1年以上継続して介護している人に慰労金を支給します。

※介護者が2人以上いる場合は、主として介護した人が対象

①基準日現在において町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること

②介護度1～5の認定を受けている人、または在宅ねたきりの人

③施設入所者でないこと(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・有料老人ホームを含む)

④短期入所の利用や入などの場合は、在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと

▼支給申請期間

1月11日㊤～1月31日㊤

(申請用紙は役場健康福祉課福祉室に用意してあります)

▼**支給決定** 町で定めた基準に

学童クラブ

入所児童を募集します

明治学童クラブ、駒寄学童クラブ(第1・第2)では、平成24年度入所児童を募集します。

▼**対象** 小学校1～3年生の児童で、両親や祖父母が仕事などにより、放課後家にいない家庭の児童のみが対象となります。

※申込者の人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合の高い児童を優先に決定します。

▼申込期間

1月10日㊤～1月20日㊤

▼**申込方法** 入所申請書および就労証明書(町内に祖父母がお住まいの場合は、祖父母の就労証明書も必要)を、吉岡町社会福祉協議会(吉岡町老人福祉センター)内、または各学童クラブで配布しています。必要事項を記入し、次の提出先まで提出

ください。

より調査し、後日通知します。

▼提出・問合せ先

健康福祉課福祉室
☎54・3111 (内線151)

▼提出先

〔新規入所希望児童〕

吉岡町社会福祉協議会

〔現在入所している児童〕

各学童クラブ

▼**問合せ先**

吉岡町社会福祉協議会
☎54・3930

